2　施行日前に旧法指定をした者（この項又は次項の指定をした者を除く。）は、その者が主として配偶者等（新法第二条第二項第五号の配偶者等をいう。以下この条において同じ。）の収入によって生計を維持している場合として主務省令で定める場合に該当する場合には、その者の子又は孫のうちに同項第一号から第四号までに掲げる者がある場合を除き、施行日から起算して三年を経過する日までの間、当該配偶者等を指定することができる。この場合において、当該指定は、新法第二条第二項第五号の指定とみなす。

3　施行日前に旧法指定をした者（前項又はこの項の指定をした者を除く。）は、その配偶者等のうちに旧法指定を受けた者（前項の指定と併せてこの項の指定をする場合にあっては、前項の指定を受ける者を含む。）以外に介護、介助その他収入以外の方法によってその者の生活の安定に主として寄与している配偶者等がいる場合には、その者の子又は孫のうちに新法第二条第二項第一号から第四号までに掲げる者がある場合を除き、施行日から起算して三年を経過する日までの間、当該寄与している配偶者等であって主務省令で定めるものを指定することができる。この場合において、当該指定は、新法第二条第二項第六号の指定とみなす。

4　新法第二条第二項第七号及び第八号の規定は、同項第三号又は第四号に掲げる者が施行日以後に死亡した場合について適用し、当該者が同日前に死亡した場合については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　齋藤　健

健康増進法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十八号

健康増進法の一部を改正する法律

第一条　健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　特定給食施設等（第二十条―第二十四条）」を「第五章　特定給食施設等
第一節　特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）
第二節　受動喫煙の防止（第二十五条）」に改める。

法律第七十八号

健康増進法の一部を改正する法律

第一条　健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　特定給食施設等（第二十条―第二十四条）」を「第五章　特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）
第六章　受動喫煙の防止（第二十五条）」に改める。

第二十四条の次に次の章名及び四条を加える。

第六章　受動喫煙防止

（国及び地方公共団体の責務）

第二十五条　国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第二十五条の二　国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。）を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十五条の三　何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2　多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）

第二十五条の四　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　たばこ　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二　喫煙　人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。

三　受動喫煙　人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

第二条　健康増進法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）」を「第六章　受動喫煙防止
第一節　総則（第二十五条―第二十五条の四）
第二節　受動喫煙を防止するための措置（第二十五条の五―第二十五条の十三）」に、「第四十条」を「第四十二条」に改める。

第二十五条の前に次の節名を付する。

第一節　総則

第二十五条の二中「次条第二項及び第二十五条の五」を「以下この章」に、「を管理する者」を「の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）」に改める。

第二十五条の三第一項中「何人も、」の下に「特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において」を加え、同条第二項中「を管理する者」を「の管理権原者」に改める。

第二十五条の四に次の三号を加える。

四　特定施設　多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ　学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ　国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

（受動喫煙に関する調査研究）

第二十五条の六　国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

第五章第二節の節名を削る。